西郷村国土強靭化地域計画

令和　３年　３月

西郷村

目　　次

第１章　はじめに・・・P2
　第１節　計画の策定趣旨・・P2
　第２節　計画の位置付け・・P2
　第３節　地域防災計画と国土強靭化地域計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
　第４節　計画期間・・・P3

第２章　基本的な考え方・・P4
　第１節　基本目標・・・P4
　第２節　事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
　第３節　強靭化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

第３章　地域特性・・P6
　第１節　村の地域特性・・P6
　第２節　西郷村の災害履歴・・・P8
　第３節　本計画の対象とするリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

第４章　脆弱性評価と強靭化の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
　第１節　脆弱性評価とリスクシナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

第５章　強靭化の対応方策・・P15
　第１節　対応方策の体系・・P15
　第２節　対応方策の具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20

第６章　計画の推進管理・・・P54
　第１節　推進体制・・P54
　第２節　進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P54

▶ 第１章　はじめに

第１節　計画の策定趣旨

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業･交通･生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成 26 年６月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。

本村においても、東日本大震災などから得た教訓を踏まえ、「西郷村第４次総合振興計画」における村づくりの基本目標のひとつである「安全が守られ、災害に強いむらづくり」の実現に向け、また、あらゆるリスクに対して「強靭な西郷村」をつくりあげていくため、「西郷村国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

第２節　計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定します。

また、国の「基本計画」、県の「国土強靭化地域計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「西郷村第４次総合振興計画」及び「西郷村地域防災計画」における地域防災力の向上や総合的な災害対策などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。

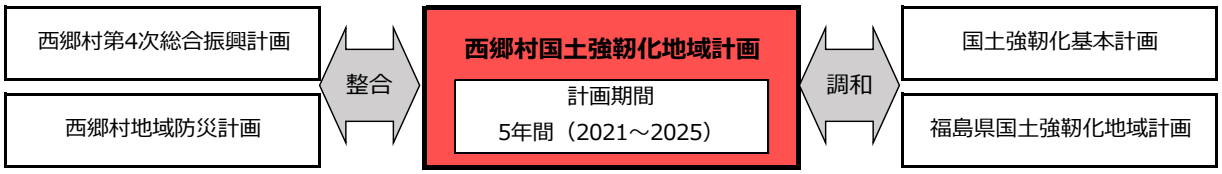

第３節　地域防災計画と国土強靭化地域計画

本村における災害への取り組みについて定めた計画として、既に「西郷村地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靭化地域計画は、平時の備えを中心に、むらづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

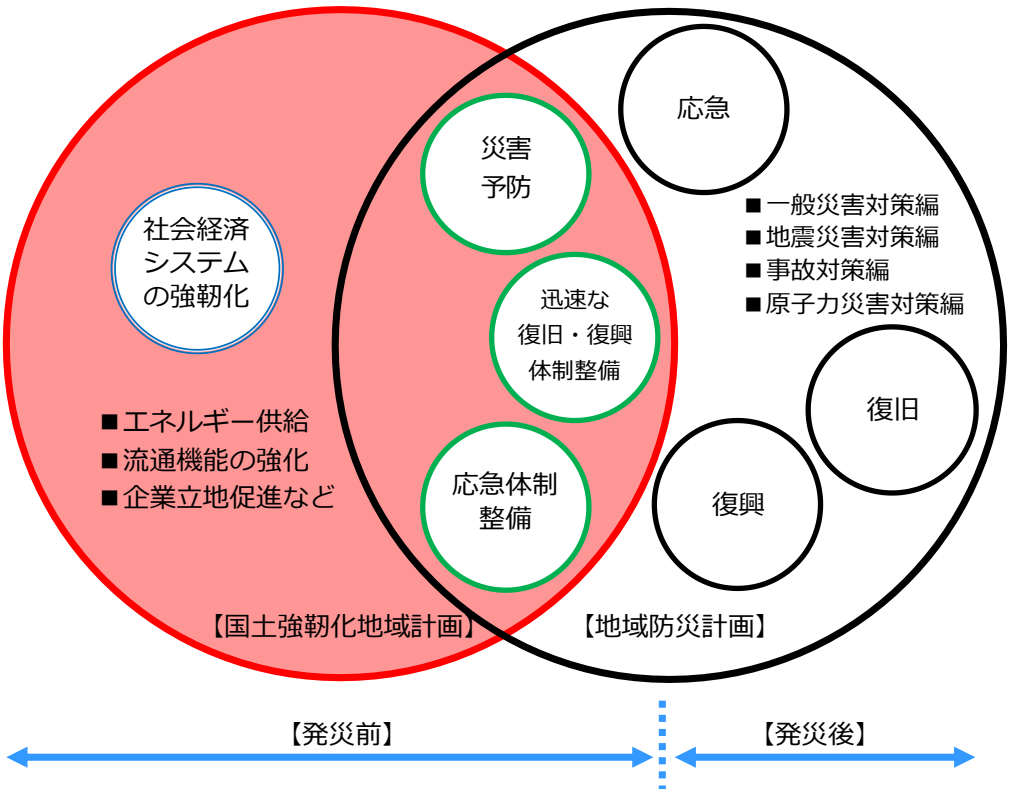

第４節　計画期間

国や福島県における強靭化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は、「基本計画」及び「福島県国土強靭化地域計画」を踏まえ、５年間とします。（2021年度から2025年度まで）

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

▶ 第２章　基本的な考え方

第１節　基本目標

国の基本計画を踏まえ、村における強靭化を推進する上での基本目標として、次の４項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも
① 人命の保護が最大限図られること
② 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興が図られること

第２節　事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の８項目を設定する。

① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第３節　強靭化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靭化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、村における強靭化を推進する。

（１）強靭化の取組姿勢

○ 村の強靭性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
○ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
○ 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本村全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

（２）適切な施策の組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
○ 国、県、村、村民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
○ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

（３）効率的な施策の推進

○ 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

○ 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
○ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
○ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

▶ 第３章　地域特性

第１節　村の地域特性

（１）位置・面積・地勢

本村は、福島県の南端、西白河郡の西に位置し、日光国立公園に代表される水と緑に恵まれた自然環境、里山と田園風景が残る農村集落の環境、新白河駅周辺の都市的環境という特色ある３つの顔を持っている。

日光国立公園が広がる村の西部は那須連山 2,000m級の美しい山並みと、福島県を貫流する阿武隈川の源流を有し、南会津郡下郷町に接している。また、北西は岩瀬郡天栄村、南部は栃木県那須町と接し、東部には東北新幹線と東北縦貫自動車道が走り、それらを隔てて白河市と隣接している。

本村の面積は、192.06㎢で、北西から南東にかけて緩やかに傾斜し、阿武隈川が村の中央を流れ、源流部には多くの滝や渓谷がみられるなど、自然環境、特に水環境に恵まれている。

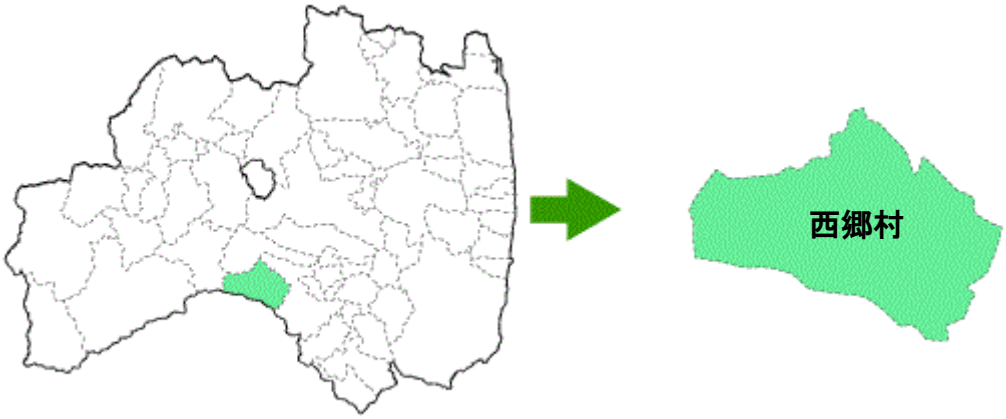

（２）気候

本村は、冬は大陸から寒冷な西～北西の季節風が降雪をもたらし、夏は太平洋からの高温多湿な南東季節風が吹いてくる。山間気象の影響を受けるため、比較的冷涼で降水量が多い。

（３）地質

本村の地質は、真名子～虫笠～上羽太～柏野～段の原～鶴生～熊倉には、柏野層(河岸段丘構成層)、追原～西郷瀞～黒川には追原層（河岸段丘構成層、一部埋積堆積物)、川谷～一の又～田土ヶ入～原中～上新田～下新田には西郷層（河岸段丘構成層、旧谷底埋堆積物)、芝原・伯母沢・稗返には、那須火山群の山体を形成する安山岩質の溶岩と集塊岩から形成されている。また、甲子山東側は花崗岩、赤面山東側は、那須火砕流堆積物により形成されている。

（4）人口の推移

本村の人口は、国勢調査によると、昭和 45 年以降増加し続けており、45 年間で約 1 万人増加し、平成 27 年の国勢調査においては総人口 20,322 人となった。増加の要因として東北自動車道や東北新幹線など、高速交通網の整備により首都圏との時間的距離が短縮したため、人と物の流通が多くなったことや、これにより大規模な企業の誘致が実現したためと考えられる。しかしながら、今後は出生率の減少及び若者世代の減少、さらには 65 歳以上の人口について、昭和 45 年で 7.2%、平成 17 年で 17.1%、平成 22 年で 18.4%、平成 27 年で 22.5%と県内においては低いものの、年々高齢化が進み、少子高齢化が加速し人口が減少すると予想されている。

（5）土地利用の推移

本村は、農業中心の村であるが、東北新幹線や東北自動車道の開通により、本村の東部、白河市と隣接する地域を中心に商工業が発展している。

土地利用の現況は、総面積 192.06km^2 のうち田 13.06km^2（6.80%）、畑 7.83km^2（4.08%）、宅地 7.67km^2（3.99%）、池沼 1.15km^2（0.60%）、山林 100.79km^2（52.48%）、牧場 13.04km^2（6.79%）、原野 12.93km^2（6.73%）、雑種地 4.32km^2（2.25%）、その他 31.27km^2（16.28%）となっている。

（6）社会基盤

本村の鉄道網としては、隣接都市圏を結んでいる東北本線と東京や福島・仙台の主要都市へ連結している東北新幹線がある。本村東部の白河市と隣接する地区に、東北本線と東北新幹線の駅である新白河駅がある。

一方、本村の道路網としては、村東部を走る東北自動車道をはじめ、国道４号、国道 289 号が幹線となり、それを補完するように県道が整備されている。本村の国道と県道は東部と東西に走るルートとなっているが、本村を南北に結ぶ幹線道路としては、村道 5189 号及び村道 23 号があり、また、ふるさと農道が整備されることにより交通網が拡充された。

第２節　西郷村の災害履歴

これまでの西郷村の主な災害の履歴は、次のとおりである。

西暦	年号	災害種類	災害の態様
1712	正徳２年	火災	長坂村大火発生（20 戸焼失）
1868	明治元年	火災	戊辰戦争の戦火による 276 戸焼失（民家の 74%焼失）
1888	明治 21 年	火災	黒川大火発生（16 戸焼失）
1890	明治 23 年	水害	阿武隈川大洪水氾濫発生（堤防 10 箇所決壊、道路７箇所被害、橋梁 16 箇所被害、死者４名）
1896	明治 29 年	水害	阿武隈川大洪水氾濫発生（金花橋、岩根橋、鶴生橋、堀川橋他村内の大部分の橋梁が流出、田畑冠水 44 町歩、死者２名）
1906	明治 39 年	火災	虫笠大火発生（10 戸 19 棟焼失）
1916	大正５年	火災	鶴生林野火災発生（草原 400 町歩延焼）
1924	大正 13 年	地震	上羽太・虫笠地震（全壊１戸、半壊２戸、一部損壊上羽太・虫笠全戸）他に土蔵・羽太小の壁崩落、炭窯全壊 80、道路・校庭に亀裂、その後余震が１日に 40～50 回が２週間続く。
1928	昭和３年	火災	林野火災発生（地区不明山林 100 町歩延焼）
1938	昭和 13 年	水害	阿武隈川大洪水氾濫発生（小田倉、追原、長坂、永倉、鶴生、森下、堀底、鈴関の各橋梁流失、床下浸水 401 戸、道路決壊６箇所）
1947	昭和 22 年	火災	真船大火発生（26 戸焼失）
1948	昭和 23 年	火災	黒森林野火災発生（国有林 2,000 町歩延焼）
1950	昭和 25 年	火災	真名子大火発生（９戸焼失）
1998	平成 10 年	水害	集中豪雨（６日間総雨量 1,268mm）発生による土石流、山腹の崩壊、河川の氾濫、橋梁の流失など甚大な被害 人的被害：死者７名、重傷者５名、軽傷者２名 建物被害：全壊 13 棟、半壊 12 棟、一部損壊２棟 床上浸水 76 棟、床下浸水 404 棟 被害総額：37 億 62 百万円
2011	平成 23 年	地震	東日本大震災（震源：三陸沖、深さ：24km、ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 9.0）発生 西郷村震度：震度６弱 人的被害：死者３名、震災に関連しての死者２名、軽傷者４名 建物被害：全壊（住家 43 棟、非住家 76 棟） 大規模半壊（住家 60 棟、非住家３棟） 半壊（住家 245 棟、非住家 47 棟） 一部損壊（住家 2,009 棟、非住家 148 棟） その他被害：道路河川被害（94 箇所） 農業用水路（79 箇所）、農地（31 箇所） 上水道被害（148 箇所、被害距離 541.78m） 下水道被害（23 箇所、被害距離 3,483.53m） 工業用水（５箇所、被害距離 134m） 農業集落排水施設（27 箇所、被害距離 4,269.39m） 被害総額：９億 7,500 万円 その他、福島第一原子力発電所の原子力事故が発生、放射性物質漏れにより周辺住民が避難生活を余儀なくされ、本村も浪江町などの住民約 1,000 人程度を受入した。また、本村においても放射性物質の拡散により村内全域に汚染が広がり、風評被害など大きな影響を与えた。
2014	平成 26 年	雪害	大雪（積雪量 79ｃｍ、観測史上最大）

2019	令和元年	水害	令和元年東日本台風発生（半壊２棟、一部損壊２５棟、床上浸水２棟、床下浸水２４棟、道路（農道及び林道含む）５２箇所被害、河川５箇所被害、水路（堰含む）９０箇所被害、農地７６箇所被害）

※上記の掲げた災害は、比較的被害の大きかったもののみとしました。

第３節　本計画の対象とするリスク

西郷村強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、過去の災害の状況及び「福島県国土強靭化地域計画」において地震、風水害、土砂災害、火山災害、雪害など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

（１）村内における主な自然災害リスク

①　地震

○　太平洋沖における海溝型地震発生確立（平成 30 年地震調査研究推進本部長期評価）

地震名	地震規模（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	地震発生確率			平均活動間隔
		10 年以内	30 年以内	50 年以内	
福島県沖	7.0～7.5 程度	20%程度	50%程度	70%程度	44.1 年
宮城県沖	7.0～7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度以上	12.6～14.7 年
茨城県沖	7.0～7.5 程度	40%程度	80%程度	90%程度	17.6 年

②　風水害・土砂災害

○　本村の位置が東北地方の南端、関東地方の北端の栃木県那須町に隣接していることから東北地方への台風の接近並びに関東地方への台風の接近の際にも影響を受けることとなる。近年の東北地方の台風接近数及び関東甲信地方への台風接近数は、平年値を上回っており、以前の接近数と比較すると増加傾向にある。

過去 30 年の台風接近数（平年値）		過去５年間の東北地方への台風接近数				
		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
東北地方	2.6 件	0 件	4 件	4 件	4 件	4 件
関東甲信地方	3.1 件	1 件	6 件	5 件	6 件	4 件

※関東甲信地方は伊豆諸島、小笠原諸島を除く。

○　集中豪雨については、近年全国的に各地で頻繁に発生している状況があるが、本村については過去 10 年間の 1 時間雨量の最大値の傾向をみると増加している傾向は見られない。しかしながら集中豪雨の影響により村内にて浸水被害等が発生する地域もあることから対策が必要となる。

○　本村における土砂災害警戒（特別警戒）区域などの土砂災害の危険地区数は、土石流危険渓流 25 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 27 箇所、山腹崩壊危険地区 28 箇所、崩壊土砂流出危険地区 28 箇所となっている。

③　火山災害

○　本村は、111 ある活火山のうち、常時観測を必要とする 50 火山の一つに指定されている那須岳の活動火山対策特別措置法第３条の火山災害警戒地域に指定されている。

④　雪害

○　本村は、積雪寒冷地域に指定されており、交通の安全確保のために除雪及び凍結防止対策などが必要となる。

（２）村外における主な自然災害リスク

①　首都直下地震

○　発生確立・・・M7.3 程度、30 年以内に 70%

○　被害想定・・・死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲１都８県

②　南海トラフ地震

○　発生確立・・・M8～9 クラス、30 年以内に 70～80%

○　被害想定・・・死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人
建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

▶ 第４章　脆弱性評価

第１節　脆弱性評価とリスクシナリオ

（１）脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第９条第５号）、基本計画や福島県国土強靭化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画における地域の強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組み状況や課題を整理した上で、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す「脆弱性評価」を実施します。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

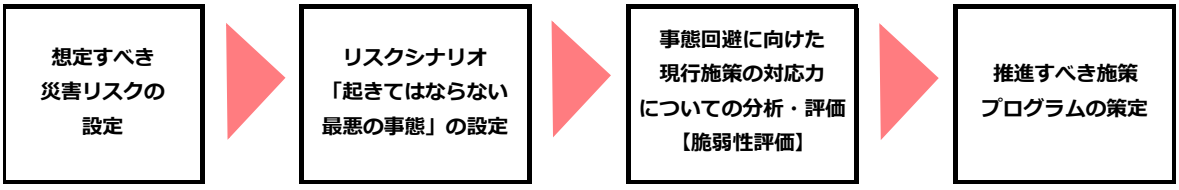

（２）脆弱性評価において想定するリスク

① 本計画【第３章第２節及び第３節】に記載されている過去に村内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施する。

② 国土強靭化への貢献という観点から、村内の大規模自然災害に加え、村外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本村の対応力についても、併せて評価する。

（３）「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や福島県国土強靭化地域計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本村の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本村の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、８つのカテゴリーと 31 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ　31の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー【8項目】		起きてはならない最悪の事態【31項目】	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者が発生する事態
		1-2	異常気象等による河川等の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態
		1-3	土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態
		1-4	火山噴火による多数の死傷者が発生する事態
		1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止が発生する事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等が発生する事態
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等の絶対的不足が発生する事態
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶が発生する事態
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺が発生する事態
		2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生となる事態
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災により機能の大幅な低下が発生する事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信等の麻痺・長期停止が発生し災害情報等の伝達ができなくなる状況が発生する事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞が発生する事態
		5-2	食料等の安定供給の停滞が発生する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止が発生する事態
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止が発生する事態
		6-3	村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止が発生する事態
		6-4	異常渇水等により用水の供給途絶が発生する事態

カテゴリー【8項目】		起きてはならない最悪の事態【31項目】	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出が発生する事態
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出に伴い被ばくが発生する事態
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大が発生する事態
		7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響が発生する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失が発生する事態

（４）施策分野の設定

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための必要な施策分野として、西郷村第４次総合振興計画と整合を図るため、西郷村第４次総合振興計画において定める分野を本計画の施策分野として設定する。

【西郷村第４次総合振興計画の基本目標及び分野】

【基本目標】		【分野】
基本目標	1　希望に満ち、子どもたちが健やかに育つむらづくり	子供・子育て・少子化対策
	2　自らを高め、共によりよく生きるむらづくり	教育・文化・スポーツ
	3　活力ある、交流とふれあいのむらづくり	産業・観光・交流
	4　快適に暮らし、利便性の高いむらづくり	都市基盤整備
	5　自分らしく生き、笑顔があふれるむらづくり	保健・医療・福祉
	6　自然と共生し、環境にやさしいむらづくり	環境保全
	7　安全が守られ、災害に強いむらづくり	防犯・防災
	8　共に考え、協働するむらづくり	行財政運営

（５）評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各課横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

▶ 第５章　強靭化の対応方策

第１節　対応方策の体系

第４章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために取り組むべき強靭化対策の対応方策について、以下のとおり設定した。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は、どの事態が発生した場合であっても、本村に致命的ダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靭化施策について推進を図るものとする。

事前に備えるべき目標	１	直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者が発生する事態	① 住宅・建築物の耐震化と防火対策の推進 ② 公共施設等の機能確保・耐震化等 ③ 医療施設・社会福祉施設等の機能確保・耐震化等 ④ 道路・橋梁施設等の維持・強化 ⑤ 危険ブロック塀等撤去促進事業 ⑥ 空き家対策の推進 ⑦ 消防水利等の整備 ⑧ 常備消防との連携及び消防団の充実・強化 ⑨ 防災訓練の実施
1-2	異常気象等による河川等の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	① 河川等の改修及び維持強化の促進 ② 洪水ハザードマップの作成・周知 ③ ダム施設の維持管理及びハザードマップの作成・周知 ④ 防災重点ため池等の維持管理及びハザードマップの作成・周知 ⑤ 洪水時の要配慮者施設等における避難確保計画の作成促進 ⑥ 避難行動要支援者対策 ⑦ 防災訓練の実施【再掲】
1-3	土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態	① 土砂災害警戒区域等の危険区域に対する対策 ② 土砂災害ハザードマップの作成・周知 ③ 災害に強い森林の整備及び森林の適正管理 ④ 避難行動要支援者対策【再掲】 ⑤ 土砂災害危険区域の要配慮者施設等における避難確保計画の作成促進 ⑥ 防災訓練の実施【再掲】
1-4	火山噴火による多数の死傷者が発生する事態	① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備 ② 道路等の降灰除去体制の構築 ③ 帰宅困難者対策 ④ 登山者に対する情報伝達手段の確保・充実
1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者が発生する事態	① 道路等の除雪体制の構築 ② 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ③ 帰宅困難者対策【再掲】 ④ 地域コミュニティ活性化への取組促進

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止が発生する事態	① 食料等の備蓄促進及び村民への備蓄促進の啓発 ② 物資供給体制の充実・強化 ③ 応急給水体制の整備 ④ 上水道・工業用水道施設の防災・減災対策 ⑤ 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ⑥ 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等が発生する事態	① 村民への備蓄促進の啓発 ② 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ③ ヘリコプター離着陸場の確保 ④ 指定避難所の充実・強化 ⑤ 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等の絶対的不足が発生する事態	① 常備消防との連携及び消防団の充実・強化【再掲】 ② 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化 ③ ヘリコプター離着陸場の確保【再掲】 ④ 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ⑤ 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶が発生する事態	① 緊急車両等に供給する燃料の確保 ② 医療機関等におけるBCPの策定促進 ③ 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺が発生する事態	① 医療機関及び社会福祉施設におけるBCPの策定促進 ② 医療施設・社会福祉施設の機能確保・耐震化等【再掲】 ③ 復旧・復興等を担う人材の確保 ④ 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ⑤ 薬剤の備蓄促進 ⑥ ヘリコプター離着陸場の確保【再掲】
2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生となる事態	① 防疫・感染症予防対策の推進 ② 避難所における防疫・感染症まん延予防対策の推進 ③ 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進 ④ 下水道施設の長寿命化・維持管理 ⑤ 合併処理浄化槽設置への転換促進 ⑥ 家畜伝染病対策の充実・強化
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態	① 指定避難所の充実・強化【再掲】 ② 福祉避難所の確保 ③ 避難所における防疫・感染症まん延予防対策の推進【再掲】 ④ 災害時医療救護活動に関する協定の締結推進 ⑤ 薬剤の備蓄促進【再掲】

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
3-1	行政機関の職員・施設等の被災により機能の大幅な低下が発生する事態	① 災害対策本部機能の強化 ② 公共施設等の機能確保・耐震化等【再掲】 ③ 復旧・復興等を担う人材の確保【再掲】 ④ 緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】 ⑤ 業務継続計画（BCP）の策定推進 ⑥ 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化 ⑦ 情報通信設備の耐災害性の強化 ⑧ 近隣自治体等との災害時の応援体制の構築 ⑨ 受援体制の整備 ⑩ 防災訓練の実施【再掲】

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止が発生する事態	① 災害対策本部機能の強化【再掲】 ② 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化【再掲】 ③ 情報通信設備の耐災害性の強化【再掲】
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報を必要な者に伝達することができなくなる状況が発生する事態	① 情報伝達手段の確保・充実 ② 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援の遅れが発生する事態	① 情報伝達手段の確保・充実【再掲】 ② 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞が発生する事態	① 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ② 企業におけるBCP等の策定の促進
5-2	食料等の安定供給の停滞が発生する事態	① 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ② 食料等の備蓄促進及び村民への備蓄促進の啓発【再掲】 ③ 物資供給体制の充実・強化【再掲】

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止が発生する事態	① 緊急車両及び公用車等に供給する燃料の確保【再掲】 ② エネルギー供給事業者との連携強化 ③ 再生可能エネルギーの導入拡大
6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止が発生する事態	① 応急給水体制の整備【再掲】 ② 上水道・工業用施設の防災・減災対策【再掲】 ③ 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【再掲】 ④ 下水道施設の長寿命化・維持管理【再掲】 ⑤ 合併処理浄化槽設置への転換促進【再掲】
6-3	村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止が発生する事態	① 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】 ② 道路等の除雪体制の構築【再掲】 ③ 道路等の降灰除去体制の構築【再掲】 ④ 帰宅困難者対策【掲載】 ⑤ 地域公共交通の維持・確保
6-4	異常渇水等により用水の供給途絶が発生する事態	① 農業用水の渇水対策 ② 消防水利等の整備【再掲】 ③ 予備水源の確保

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態	① ダム施設の維持管理及びハザードマップの作成・周知【再掲】 ② 防災重点ため池等の維持管理及びハザードマップの作成・周知【再掲】 ③ 河川等の改修及び維持強化の促進【再掲】 ④ 洪水ハザードマップの作成・周知【再掲】
7-2	有害物質の大規模拡散・流出が発生する事態	① 有害物資の流出・拡散防止対策の推進 ② アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体 ③ PCB廃棄物の適正処理
7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出に伴い被ばくが発生する事態	① 関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化 ② 情報伝達手段の確保・充実【再掲】 ③ 放射線モニタリング体制の充実・強化 ④ 除染実施計画の策定・推進 ⑤ 除染により発生した除却土壌等の適切な管理 ⑥ 様々な教育分野と関連した放射線教育の推進 ⑦ 経験・教訓の伝承・風化防止
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大が発生する事態	① 災害に強い森林の整備及び森林の適正管理【再掲】 ② 農業水利等施設の適正な保全管理 ④ 農業・林業の担い手確保・育成 ⑤ 有害鳥獣被害防止対策の充実・強化
7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響が発生する事態	① 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等 ② 家畜伝染病対策の充実・強化【再掲】 ③ 放射線モニタリング体制の充実・強化【再掲】

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対応方策
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態	① 災害廃棄物処理計画の策定・推進 ② 災害廃棄物の処理・収集運搬体制の充実・強化 ③ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上
8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態	① 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化【再掲】 ② 災害時応援協定締結者との連携強化 ③ 復旧・復興を担う人材の育成 ④ 復旧・復興等を担う人材の確保【再掲】 ⑤ 医療施設・社会福祉施設の機能確保・耐震化等【再掲】 ⑥ 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化 ⑦ 受援体制の整備【再掲】
8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態	① 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】 ② 地域公共交通の維持・確保【再掲】
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失が発生する事態	① 有形無形文化財等の保護・保存の推進 ② 地域コミュニティの再生・活性化【再掲】

第２節　対応方策の具体的内容

本村の強靭化に係る対応方策の具体的内容は次のとおりである。

事前に備えるべき目標	Ⅰ	直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 建築物の倒壊等による被害を最小限に抑えるため、住宅・建築物の耐震化への取り組みが必要。
- ○ 災害時に防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化・老朽化及び長寿命化等への取り組みが必要。
- ○ 管理不十分な老朽危険空き家対策及び危険ブロック塀等の撤去・修繕などの取り組みが必要。
- ○ 火災発生時の初期消火の体制づくりや消防力の充実・強化などの取り組みが必要。
- ○ 火災発生時の逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器の設置向上を進めることが必要。
- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要。
- ○ 大規模自然災害の発生に備えるため様々な訓練を実施することが必要。

1-1-①　住宅・建築物の耐震化と防火対策の推進

●	村民の生活基盤である住宅等の耐震化は、安全・安心な生活を確保するためには、重要な課題であることから「西郷村耐震改修促進計画」の見直しを図り、住宅等の建築物の耐震化に努める。
●	大規模盛土造成地における宅地等の安全対策に取り組む
●	火災から村民の生命財産を守るため住宅用火災警報器の設置や防炎製品使用啓発などの推進に取り組む

＜具体的な方策・事業＞

・	住宅・建築物耐震診断	担当課	建設課
・	住宅・建築物耐震改修	担当課	建設課
・	宅地耐震化推進事業等	担当課	関係機関
・	住宅用火災警報器設置推進事業	担当課	防災課

1-1-②　公共施設の機能確保・耐震化等

●	村民の生命を守るとともに、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、「西郷村公共施設等総合管理計画」に基づき、進行管理を行いながら公共施設の耐震性の確保と長寿命化に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	西郷村公共施設等総合管理計画及び個別計画の策定・更新	担当課	財政課
・	公共施設の耐震化・老朽化・長寿命化（大規模改修）対策の実施（非構造部材含む）	担当課	関係各課

1-1-③　医療施設・社会福祉施設等の機能確保・耐震化等

●	医療施設や社会福祉施設は、災害時においても医療・福祉の提供を継続する必要がある。また場合によっては福祉避難所として施設を開放し、被災者を受け入れることもあるため施設の機能を確保する必要があることから、計画的な設備の更新及び施設の改修等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	医療関係施設の施設改修及び設備の更新	担当課	医療機関
・	社会福祉施設の施設改修及び設備の更新	担当課	社会福祉施設

1-1-④　道路・橋梁施設等の維持・強化

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

1-1-⑤　危険ブロック塀等安心確保事業

●	地震等により倒壊の恐れがある危険ブロック塀の倒壊防止等の対策による被害の抑制に向け、各種の補助事業の継続と周知に取組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	危険ブロック塀修繕事業	担当課	建設課
・	危険ブロック塀撤去事業	担当課	建設課

1-1-⑥　空き家対策の推進

●	適正な管理が行われなくなった空き家は、大規模自然災害発生時に倒壊や火災発生の危険性が高く、また周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、空き家バンク等の活用を図りながら、国、県、民間団体と連携して総合的な空き家対策を推進する。

＜具体的な方策・事業＞

・	空き家バンク運営による利活用	担当課	企画政策課
・	特定空き家に係る措置	担当課	防災課
・	空き家改修事業補助金の充実	担当課	県・関係機関

1-1-⑦　消防水利等の整備

●	火災発生時において、延焼拡大を防ぎ、火災を早期に消化するためには、初期消火が非常に重要である。河川、水路などの自然水利のほか、消火栓や防火水槽などの消防水利の充実を図る。特に渇水時期や自然水利が確保できない場所などへ優先的に設置を進める。

＜具体的な方策・事業＞

		現状値	目標値（R7）		
・	消火栓の維持管理及び新規設置	365基	370基	担当課	防災課
・	防火水槽の新規設置、耐震貯水槽への更新、有蓋化の推進			担当課	防災課

1-1-⑧　常備消防との連携強化及び消防団の充実・強化

●	大規模災害や特殊災害の発生により、常備消防の広域的な応援が必要となる場合において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう日頃から情報共有を行い連携を図る。また、地域防災の要となる消防団の団員の成りて不足などを解消するために、若い世代の消防団への加入を促進するための取り組みを実施し充実・強化を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	白河地方広域市町村圏消防本部（白河消防署西郷分署）との連携	担当課	防災課
・	消防団車両整備・消防団装備品の充実	担当課	防災課
・	消防屯所の整備・修繕	担当課	防災課
・	消防団参集システムの構築（セーフ）	担当課	防災課
・	消防団員の処遇改善に係る取り組み	担当課	防災課

1-1-⑨　防災訓練の実施

●	大規模災害等や火災発生に備えるために、県総合防災訓練や県南地方総合防災訓練への参加、村独自の防災訓練の実施、消防団における火災防ぎょ訓練、学校や社会福祉施設等での避難訓練などの実施に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種災害に対応した防災訓練の実施・参加	担当課	防災課
・	関係施設等における避難訓練の実施	担当課	関係施設

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1-2	異常気象等による河川等の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 河川等の氾濫・堤防の決壊などが生じないよう改修や維持強化に係る取り組みが必要。
○ 災害に備えるため危険箇所を示したハザードマップの作成・周知の取り組みが必要。
○ 危険箇所に立地している要配慮者施設における避難誘導に関する取り組みが必要。
○ 避難行動要支援者に対する避難誘導に関する取り組みが必要。
○ 大規模自然災害の発生に備えるため様々な訓練を実施することが必要。

1-2-① 河川等の改修及び維持強化の促進

●	河川の氾濫・堤防の決壊などが生じないよう改修が終了していない一級河川に対して国、県に要望を行う。また、必要河川への危機管理型水位計の設置及び簡易カメラの設置要望や河川の河床整正など維持強化についても要望を行う。その他普通河川、道路側溝及び農業用水路などの維持管理及び改修の対策も実施していく。

＜具体的な方策・事業＞

・	一級河川の改修整備及び維持強化の実施	担当課	県
・	村内一級河川への危機管理型水位計及び簡易カメラの設置	担当課	県
・	村内普通河川及び道路側溝などの維持管理及び改修整備の実施	担当課	建設課
・	村内農業用水路などの維持管理及び改修整備の実施	担当課	産業振興課

1-2-② 洪水ハザードマップの作成・周知

●	西郷村総合防災マップに洪水ハザードマップを掲載し水害リスク情報の提供とともに、防災意識の高揚に向けた防災教育に関する内容も掲載し意識向上の啓発に努め、さらに村内指定避難所の案内標識を各所に設置して、防災・減災対策の充実に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	西郷村総合防災マップの作成・配布			担当課	防災課
・	WEB版総合防災マップの作成・更新			担当課	防災課
・	避難所案内標識看板等の設置	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0個	9個		

1-2-③ ダム施設の維持管理及びハザードマップの作成・周知

●	本村には、ダム施設が４箇所（堀川ダム、赤坂ダム、西郷ダム、黒森ダム）あり、大雨や地震等により決壊しないように、ダム施設の管理者と日頃から連携をとり点検などの維持管理対策に取り組む。また、ダムハザードマップを各管理者において作成し、住民への周知を図る。また台風の接近等による大雨に備えるために事前放流を可能とするダムについては適切な方法により取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	ダム施設の適切な維持管理の実施	担当課	管理者
・	ダムハザードマップの作成・配布	担当課	管理者
・	事前放流可能ダムの適切な放流の実施	担当課	管理者

1-2-④ 防災重点ため池等の維持管理及びハザードマップの作成・周知

●	本村には、防災重点ため池が３箇所（赤坂ダム、牧ノ入池、葭ノ目溜池）あり、大雨や地震等により決壊しないように、管理者と日頃から連携をとり点検などの維持管理対策に取り組む。また、ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	防災重点ため池の適切な維持管理の実施	担当課	産業振興課
・	防災重点ため池ハザードマップの作成・配布	担当課	産業振興課

1-2-⑤　洪水時の要配慮者施設等における避難確保計画の作成促進

●	水防法に規定する浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設は、避難確保計画を策定し計画に沿った防災訓練を定期的に実施するよう努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	担当課	対象施設
・	要配慮者利用施設における防災訓練の実施	担当課	対象施設

1-2-⑥　避難行動要支援者対策

●	災害時、自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対して、情報の伝達や避難誘導等を迅速に実施するための避難支援体制の構築に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	避難行動要支援者名簿の作成・更新及び関係機関への情報提供			担当課	防災課
・	個別計画の策定・更新	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0%	10%		
・	災害情報伝達システム専用戸別受信機の配布			担当課	防災課

1-2-⑦　防災訓練の実施【再掲】

●	大規模災害等や火災発生に備えるために、県総合防災訓練や県南地方総合防災訓練への参加、村独自の防災訓練の実施、消防団における火災防ぎょ訓練、学校や社会福祉施設等での避難訓練などの実施に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種災害に対応した防災訓練の実施・参加	担当課	防災課
・	関係施設等における避難訓練の実施	担当課	関係施設

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1-3	土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 土砂災害危険箇所の周知、土砂災害への意識の高揚を図ることが必要。
- ○ 関係機関と連携し土砂災害危険箇所の被害防止のためのハード・ソフト両面に関する取り組みが必要。
- ○ 災害に強い森林の整備が必要。
- ○ 危険箇所に立地している要配慮者施設における避難誘導に関する取り組みが必要。
- ○ 避難行動要支援者に対する避難誘導に関する取り組みが必要。
- ○ 大規模自然災害の発生に備えるため様々な訓練を実施することが必要。

1-3-①　土砂災害警戒区域等の危険区域に対する対策

●	県等と連携して災害危険個所の土砂災害警戒区域等の指定推進への取り組みや国及び県に対して砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策・ソフト対策の要望を行う。

＜具体的な方策・事業＞

・	土砂災害警戒区域等の指定	担当課	県
・	土砂災害警戒区域等への砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施	担当課	県
・	土砂災害警戒区域等への看板等の設置	担当課	県

1-3-②　土砂災害ハザードマップの作成・周知

●	西郷村総合防災マップに土砂災害ハザードマップを掲載し土砂災害リスク情報の提供とともに、防災意識の高揚に向けた防災教育に関する内容も掲載し意識向上の啓発に努め、さらに村内指定避難所の案内標識を各所に設置して、防災・減災対策の充実に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	西郷村総合防災マップの作成・配布			担当課	防災課
・	WEB版総合防災マップの作成・更新			担当課	防災課
・	避難所案内標識看板等の設置	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0個	9個		

1-3-③　災害に強い森林の整備及び森林の適正管理

●	水源供養や山地災害防止機能など、森林の多面的機能を高度に発揮できる森林整備を推進する。

＜具体的な方策・事業＞

・	ふくしま森林再生事業の推進	担当課	産業振興課
・	間伐等の森林整備の推進	担当課	産業振興課

1-3-④　避難行動要支援者対策【再掲】

●	災害時、自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対して、情報の伝達や避難誘導等を迅速に実施するための避難支援体制の構築に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	避難行動要支援者名簿の作成・更新及び関係機関への情報提供			担当課	防災課
・	個別計画の策定・更新	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0%	10%		
・	災害情報伝達システム専用戸別受信機の配布			担当課	防災課

1-3-⑤　土砂災害危険区域の要配慮者施設等における避難確保計画の作成促進

●	土砂災害防止法に規定する土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設は、避難確保計画を策定し計画に沿った防災訓練を定期的に実施するよう努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	担当課	対象施設
・	要配慮者利用施設における防災訓練の実施	担当課	対象施設

1-3-⑥　防災訓練の実施【再掲】

●	大規模災害等や火災発生に備えるために、県総合防災訓練や県南地方総合防災訓練への参加、村独自の防災訓練の実施、消防団における火災防ぎょ訓練、学校や社会福祉施設等での避難訓練などの実施に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種災害に対応した防災訓練の実施・参加	担当課	防災課
・	関係施設等における避難訓練の実施	担当課	関係施設

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1-4	火山噴火による多数の死傷者が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 火山噴火時における関係機関との警戒避難対策や情報伝達体制への取り組みが必要
- ○ 火山噴火時の降灰による交通途絶等を防ぐための体制構築が必要。
- ○ 交通途絶等により帰宅困難となった道路利用者や地域住民の一時的な避難場所として活用できる施設整備への取り組みが必要。
- ○ 登山者に対し噴火情報等を伝達する手段を構築するための取り組みが必要

1-4-①　火山噴火に対する警戒避難体制の整備

●	火山噴火に対する警戒避難体制については、那須岳火山防災協議会に属する機関と連携を図り、避難計画に基づく警戒避難体制の整備に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定・更新	担当課	那須岳火山防災協議会

1-4-②　道路等の降灰除去体制の構築

●	火山噴火発生に伴う降灰による交通途絶を防止するため、国、県及び関係機関と連携した降灰除去に対する計画の策定や体制整備に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	降灰除去計画の策定・更新	担当課	建設課・道路管理者
・	村建設業組合などの関係機関との連携強化	担当課	建設課
・	国道・県道の管理者である県との連携強化	担当課	建設課
・	除去降灰の仮置き場の選定及び適正処理	担当課	環境保全課

1-4-③　帰宅困難者対策

●	交通途絶等により帰宅困難となった道路利用者及び周辺地域住民の災害時等の一時的な避難場所として活用が可能となる施設の整備を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	防災道の駅の整備	担当課	拠点整備室

1-4-④　登山者に対する情報伝達手段の確保・充実

●	登山者に対して噴火情報等を確実に伝えるために情報伝達手段の多重化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	Jアラート自動連携による緊急速報メールの配信			担当課	防災課
・	災害情報伝達システム（@InfoCanal）による情報配信			担当課	防災課
・	@InfoCanalアプリ等ダウンロードの促進	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0名	5,000名		
・	防災アプリ等を活用した情報配信			担当課	防災課
・	村HP、SNSを活用した情報配信			担当課	総務課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 暴風雪や豪雪となった場合でも安全で円滑な道路環境を整備することが必要。
- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要
- ○ 交通途絶等により帰宅困難となった道路利用者や地域住民の一時的な避難場所として活用できる施設整備への取り組みが必要。
- ○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要

1-5-①　道路等の除雪体制の構築

●	暴風雪や豪雪による交通途絶等を防止するため、除雪計画を策定し除雪体制の確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	除雪計画の策定・更新	担当課	道路管理者
・	村建設業組合などの関係機関との連携強化	担当課	建設課
・	国道・県道の管理者である県との連携強化	担当課	建設課
・	除雪車等の購入	担当課	建設課
・	除雪ボランティアの確保	担当課	建設課

1-5-②　道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

1-5-③　帰宅困難者対策【再掲】

●	交通途絶等により帰宅困難となった道路利用者及び周辺地域住民の災害時等の一時的な避難場所として活用が可能となる施設の整備を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	防災道の駅の整備	担当課	拠点整備室

1-5-④　地域コミュニティ活性化への取組促進

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 食料・飲料水・生活必需品、医薬品等の計画的な備蓄、関係機関・民間事業者等との防災協定締結などにより物資供給体制の充実・強化の取り組みが必要
- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要
- ○ 給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や適切な維持管理を推進していくことが必要
- ○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要

2-1-① 食料等の備蓄促進及び村民への備蓄促進の啓発

●	災害発生時の物資供給の停止に備えて、食料・飲料水・生活必需品・医薬品等について計画的な備蓄に努め、さらに現在備蓄倉庫が不足している状況があるため備蓄品を保管するための倉庫の整備に努める。また家庭においても必要最低限の食料や生活必需品などの備蓄を行っていただくために広報誌等を活用して啓発活動に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	必要物資の計画的な備蓄の促進（在庫管理も含む）	担当課	防災課
・	備蓄倉庫の整備	担当課	防災課
・	家庭における備蓄促進のための周知・啓発	担当課	防災課

2-1-② 物資供給体制の充実・強化

●	災害発生時における必要となる食料や燃料等の生活必需品等の物資供給の確保調達や輸送の円滑な実施に向け「災害時応援協定」を締結し、関係団体・事業者との連携強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種関係団体及び事業者等との災害時応援協定の締結促進	担当課	防災課

2-1-③ 応急給水体制の整備

●	災害発生時、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の備蓄や輸送に係る災害時応援協定の締結促進とともに、応急給水実施に係るマニュアル等の整備に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	応急給水実施に係るマニュアルの策定・更新	担当課	防災課・上下水道課

2-1-④ 上水道・工業用水道施設の防災・減災対策

●	安定的な水の確保に向けて、将来的な水需要を考慮しながら、老朽化している水源地や配水池などの水道施設の耐震化・長寿命化に努める。また、水道事業の安定的運営のため、アセットマネジメントにより、効率的な事業運営に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	水源地・配水池等の水道施設の耐震化・適切な維持管理	担当課	上下水道課
・	上水道・工業用水道管路の耐震化・長寿命化・適切な維持管理	担当課	上下水道課
・	上水道・工業用水道事業の安定的運営	担当課	上下水道課

2-1-⑤　道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

2-1-⑥　地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 大規模災害の発生による孤立集落の発生に備え、村民への日頃からの食料・飲料水・生活必需品、医薬品等の備蓄を促進させる取り組みが必要
- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要
- ○ 県消防防災ヘリコプターなどの緊急用ヘリコプターの離着陸場の拡充の取り組みが必要
- ○ 一定期間被災者が安定的に避難生活を送れるよう指定避難所等の設備の充実・強化への取り組みが必要
- ○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要

2-2-①　村民への備蓄促進の啓発

●	災害の発生により長期にわたり孤立となる事態に備え、家庭においても必要最低限の食料や生活必需品などの備蓄を進んでいただくために広報誌等を活用して啓発活動に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	家庭における備蓄促進のための周知・啓発	担当課	防災課

2-2-②　道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

2-2-③　ヘリコプター離着陸場の確保

●	災害の発生による物資の供給や救助活動を行うため県消防防災ヘリコプターやドクターヘリなどの緊急用ヘリコプターが離着陸を可能とする場所の確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	緊急用ヘリコプター離着陸場の新規整備・維持管理	担当課	関係機関

2-2-④　指定避難所の充実・強化

●	災害発生時において、学校施設・行政施設などを避難所として利用することとしていることから、避難所として機能させるため、防災機能の強化や改修を計画的に進めるとともに使用施設の優先順位、避難所の運営方法等について、関係部署と事前に協議を行い、体制の整備・強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	避難所運営マニュアルの策定・更新			担当課	防災課
・	避難所となる施設の耐震化・長寿命化			担当課	施設管理者
・	避難所となる施設への空調、通信設備、トイレ、バリアフリー化等の整備			担当課	施設管理者
・	避難所となる施設周辺への備蓄倉庫の整備及び備蓄の促進			担当課	防災課
・	避難所案内標識看板等の設置	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0個	9個		

2-2-⑤　地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2-3	消防、警察等の被災等により救助・救急活動等の絶対的不足が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 消防・警察等が被災することを想定し、応援体制の充実・強化や地域の救助・救急活動の担い手となる消防団の団員確保対策や育成支援への取り組みが必要
- ○ 県消防防災ヘリコプターなどの緊急用ヘリコプターの離着陸場の拡充の取り組みが必要
- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要
- ○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要

2-3-①　常備消防との連携強化及び消防団の充実・強化【再掲】

●	大規模災害や特殊災害の発生により、常備消防の広域的な応援が必要となる場合において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう日頃から情報共有を行い連携を図る。また、地域防災の要となる消防団の団員の成りて不足などを解消するために、若い世代の消防団への加入を促進するための取り組みを実施し充実・強化を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	白河地方広域市町村圏消防本部（白河消防署西郷分署）との連携	担当課	防災課
・	消防団車両整備・消防団装備品の充実	担当課	防災課
・	消防屯所の整備・修繕	担当課	防災課
・	消防団参集システムの構築（セーフ）	担当課	防災課
・	消防団員の処遇改善に係る取り組み	担当課	防災課

2-3-②　大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

●	大規模災害時等において消防・警察等が被災した場合に、各相互応援協定の実効性を確保するため、広域応援体制の充実・強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	消防相互応援協定の充実・強化	担当課	常備消防
・	災害時応援協定締結団体との応援体制の充実・強化	担当課	防災課
・	白河広域圏における職員応援協定の充実・強化	担当課	総務課

2-3-③　ヘリコプター離着陸場の確保【再掲】

●	災害の発生による物資の供給や救助活動を行うため県消防防災ヘリコプターやドクターヘリなどの緊急用ヘリコプターが離着陸を可能とする場所の確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	緊急用ヘリコプター離着陸場の新規整備・維持管理	担当課	関係機関

2-3-④　道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

2-3-⑤　地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2-4	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 救急・救助活動等を行うための緊急車両への燃料供給手段の確保が必要
- ○ 医療機関等において災害発生時に機能不全に陥らないよう人員の確保やライフラインの確保等を含めた業務継続に関する計画策定への取り組みが必要
- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要

2-4-①　緊急車両等に供給する燃料の確保

●	災害発生時の救急・救助活動等を実施するために緊急車両の燃料等が不足となる事態を回避するため、福島県石油協同組合などと燃料供給に関する協定の締結を進めるとともにその他関係機関・各種団体等との緊密な連携のもと、必要な燃料の確保に向けた取組を行う。

＜具体的な方策・事業＞

・	燃料供給事業所との協定締結	担当課	防災課・常備消防

2-4-②　医療機関におけるBCPの策定促進

●	災害発生に備えるために村内の医療機関は、再生可能エネルギーの導入、人員の確保やライフラインの確保を含めた業務を継続させるための業務継続計画（ＢＣＰ）策定への取り組みに努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	医療機関における再生可能エネルギーの導入	担当課	各医療機関
・	医療機関業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・更新	担当課	各医療機関

2-4-③　道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 医療・社会福祉施設等において災害発生時に機能不全に陥らないよう人員の確保やライフラインの確保等を含めた業務継続に関する計画策定や計画的な設備の更新及び施設の改修等への取り組みが必要
- ○ 復旧・復興等を担う人材を確保するため、従事する者の子どもなどを預かる施設の環境整備が必要
- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要
- ○ 医療機関の被災や物資の供給停止等により薬剤の確保が困難となる場合に備えた取り組みが必要
- ○ 県消防防災ヘリコプターなどの緊急用ヘリコプターの離着陸場の拡充の取り組みが必要

2-5-①　医療機関及び社会福祉施設におけるBCPの策定促進

●	医療機関及び社会福祉施設は、災害時には医療・福祉サービスの継続提供が求められる。機能不全とならずに業務を継続して行っていくために、あらかじめ業務継続計画（BCP）の策定に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	医療関係施設における業務継続計画（BCP）の策定	担当課	医療機関
・	社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定	担当課	社会福祉施設

2-5-②　医療施設・社会福祉施設等の機能確保・耐震化等【再掲】

●	医療施設や社会福祉施設は、災害時においても医療・福祉の提供を継続する必要がある。また場合によっては福祉避難所として施設を開放し、被災者を受け入れることもあるため施設の機能を確保する必要があることから、計画的な設備の更新及び施設の改修等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	医療関係施設の施設改修及び設備の更新	担当課	医療機関
・	社会福祉施設の施設改修及び設備の更新	担当課	社会福祉施設

2-5-③　復旧・復興等を担う人材の確保

●	復旧・復興等に携わる人材が業務に専念できる環境を構築するため、子どもなどを預けるための施設の整備及び更新並びに学校再開時の給食提供を適切に実施するための施設整備を計画的に行う。

＜具体的な方策・事業＞

・	児童福祉施設の整備	担当課	福祉課
・	村内小中学校校舎及び体育館等の更新整備	担当課	学校教育課
・	学校給食センターの更新整備	担当課	学校教育課

2-5-④　道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

2-5-⑤　薬剤の備蓄促進

●	災害発生時においては、医療機関が被災したり、物資の供給が停止となる事態が発生する可能性がある。その事態に備えるために必要最低限の薬剤の備蓄に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	薬剤の備蓄の促進	担当課	健康推進課

2-5-⑥　ヘリコプター離着陸場の確保【再掲】

●	災害の発生による物資の供給や救助活動を行うため県消防防災ヘリコプターやドクターヘリなどの緊急用ヘリコプターが離着陸を可能とする場所の確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	緊急用ヘリコプター離着陸場の新規整備・維持管理	担当課	関係機関

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生となる事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○	災害発生時の疫病や感染症等のまん延に備え、平常時から各種予防接種等の対策やマスクや消毒液等の備蓄に努める。また家庭における備蓄促進のための周知・啓発への取り組みも必要
○	避難所における疫病や感染症等のまん延を予防するためのマニュアルの作成や避難所備蓄品の整備、環境整備等への取り組みが必要
○	災害発生時における疫病・感染症等の発生及びまん延を防ぐために下水道施設の適正な維持管理と計画的な長寿命化への取り組みが必要
○	災害発生時における家畜などからの発生予防・防疫対策にかかる取り組みが必要

2-6-①　防疫・感染症予防対策の推進

●	疫病や感染症のまん延に備えるために村における実施体制の強化や各種予防接種事業の実施やマスク・消毒液などの備蓄を促進に努める。また、疫病や感染症に関する情報収集と広報周知の強化を図り、家庭においても備蓄促進の啓発活動に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種予防接種事業の推進	担当課	健康推進課
・	マスク・消毒液などの備蓄促進	担当課	健康推進課
・	防疫・感染症に関する情報収集と広報周知の強化	担当課	健康推進課
・	家庭における備蓄促進のための周知・啓発	担当課	健康推進課

2-6-②　避難所における防疫・感染症まん延予防対策の推進

●	避難所における疫病や感染症等のまん延を予防するため避難所運営マニュアルを策定しマスクの着用や手洗い、手指消毒の推奨、防疫活動に努めるとともに、咳エチケットの徹底、避難者間を仕切るための間仕切りテント等の設置、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理等の対策に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	避難所運営マニュアルの策定・更新	担当課	防災課
・	避難所用マスク・消毒液・間仕切りテント・簡易トイレなどの備蓄	担当課	防災課

2-6-③　下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

●	災害時における下水道機能の速やかな回復や疫病や感染症等のリスク回避のため、事前対策や非常時の対応等について定めた業務継続計画を策定し、災害時の対応手順の定着と確実な実行に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進	担当課	上下水道課

2-6-④　下水道施設の長寿命化・維持管理

●	災害発生により下水道施設（公共下水道及び農業集落排水）の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。下水道ストックマネジメント計画及び最適整備構想に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策と維持管理費用の低減を推進するため、下水道施設の持続的な機能確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	下水道施設の適切な維持管理の推進	担当課	上下水道課
・	下水道施設の長寿命化の推進	担当課	上下水道課

2-6-⑤　合併処理浄化槽設置への転換促進

●	公共用水域の水質保全、感染症等のまん延予防のため、浄化槽の災害耐性の強化を図る必要がある。生活排水処理基本計画に基づき、補助事業を活用し老朽化した浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	合併処理浄化槽設置整備の推進	担当課	上下水道課

2-6-⑥　家畜伝染病対策の充実・強化

●	家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携のもと、家畜防疫体制の強化に努める。また緊急時の連絡体制や職員等の初動マニュアルの作成などに取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	関係機関との家畜防疫に係る連絡体制の強化	担当課	産業振興課
・	初動マニュアル等の作成・更新	担当課	産業振興課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 一定期間被災者が安定的に避難生活を送れるよう指定避難所等の設備の充実・強化への取り組みが必要
- ○ 避難所における疫病や感染症等のまん延を予防するためのマニュアルの作成や避難所備蓄品の整備、環境整備等への取り組みが必要
- ○ 避難生活の長期化による感染症・食中毒等のまん延、慢性疾患の悪化の対応に係る人員の確保及び関係機関との連携が必要
- ○ 医療機関の被災や物資の供給停止等により薬剤の確保が困難となる場合に備えた取り組みが必要

2-7-①　指定避難所の充実・強化【再掲】

●	災害発生時において、学校施設・行政施設などを避難所として利用することとしていることから、避難所として機能させるため、防災機能の強化や改修を計画的に進めるとともに使用施設の優先順位、避難所の運営方法等について、関係部署と事前に協議を行い、体制の整備・強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	避難所運営マニュアルの策定・更新			担当課	防災課
・	避難所となる施設の耐震化・長寿命化			担当課	施設管理者
・	避難所となる施設への空調、通信設備、トイレ、バリアフリー化等の整備			担当課	施設管理者
・	避難所となる施設周辺への備蓄倉庫の整備及び備蓄の促進			担当課	防災課
・	避難所案内標識看板等の設置			担当課	防災課
・	避難所案内標識看板等の設置	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0個	9個		

2-7-②　福祉避難所の確保

●	災害発生時において要配慮者等が避難生活を安心して送るために「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結に取組み、福祉避難所の確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	協定締結による福祉避難所の確保	担当課	防災課
・	福祉避難所の設置・運営マニュアルの策定・更新	担当課	防災課

2-7-③　避難所における防疫・感染症まん延予防対策の推進【再掲】

●	避難所における疫病や感染症等のまん延を予防するため避難所運営マニュアルを策定しマスクの着用や手洗い、手指消毒の推奨、防疫活動に努めるとともに、咳エチケットの徹底、避難者間を仕切るための間仕切りテント等の設置、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理等の対策に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	避難所運営マニュアルの策定・更新	担当課	防災課
・	避難所用マスク・消毒液・間仕切りテント・簡易トイレなどの備蓄	担当課	防災課

2-7-④　災害時医療救護活動に関する協定の締結推進

●	災害発生時における避難者の健康管理対策を実施するため医師会・薬剤師会・歯科医師会との災害時医療救護活動に関する協定の締結に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	災害時医療救護活動に関する協定の締結推進	担当課	健康推進課

2-7-⑤　薬剤の備蓄促進【再掲】

●	災害発生時においては、医療機関が被災したり、物資の供給が停止となる事態が発生する可能性がある。その事態に備えるために必要最低限の薬剤の備蓄に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	薬剤の備蓄の促進	担当課	健康推進課

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3-1	行政機関の職員・施設等の被災により機能の大幅な低下が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 現庁舎は老朽化し、耐震基準も満たしていない施設であり、また非常用の発電設備などもなく災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施するための災害対策本部機能が十分ではないため、早い段階での新庁舎の建築が必要。
- ○ 災害時に防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化・老朽化及び長寿命化への取り組みが必要。
- ○ 復旧・復興等を担う人材を確保するため、従事する者の子どもなどを預かる施設の環境整備が必要
- ○ 救助・救急活動、応急対策等を行うための緊急車両及び公用車等への燃料供給手段の確保が必要
- ○ 災害時における行政機能の継続を図るため業務継続体制強化の取り組みが必要
- ○ 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報保全などを定めた業務継続体制への取り組みや情報通信設備の耐災害に対する取り組みが必要。
- ○ 職員が不足する事態に備えて近隣市町村等との応援体制、受援体制構築への取り組みが必要
- ○ 大規模自然災害の発生に備えるため様々な訓練を実施することが必要。

3-1-① 災害対策本部機能の強化

●	現庁舎は建築より50年近くが経過する建物であるため、老朽化し耐震基準も満たしていない。また災害時においては災害対策本部が設置され各種災害応急対策を実施することとなるが非常用発電設備などのライフライン確保対策も整備されていない。災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには災害対策本部機能を強化するために早急な新庁舎整備及び設備整備が必要である。

＜具体的な方策・事業＞

・	防災拠点となる新庁舎の整備	担当課	拠点整備室
・	防災拠点へのライフライン確保設備の整備	担当課	拠点整備室

3-1-② 公共施設の機能確保・耐震化等【再掲】

●	村民の生命を守るとともに、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、「西郷村公共施設等総合管理計画」に基づき、進行管理を行いながら公共施設の耐震性の確保と長寿命化に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	西郷村公共施設等総合管理計画及び個別計画の策定・更新	担当課	財政課
・	公共施設の耐震化・老朽化・長寿命化（大規模改修）対策の実施（非構造部材含む）	担当課	関係各課

3-1-③ 復旧・復興等を担う人材の確保【再掲】

●	復旧・復興等に携わる人材が業務に専念できる環境を構築するため、子どもなどを預けるための施設の整備及び更新並びに学校再開時の給食提供を適切に実施するための施設整備を計画的に行う。

＜具体的な方策・事業＞

・	児童福祉施設の整備	担当課	福祉課
・	村内小中学校校舎及び体育館等の更新整備	担当課	学校教育課
・	学校給食センターの更新整備	担当課	学校教育課

3-1-④ 緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】

●	災害発生時の救急・救助活動等を実施するために緊急車両の燃料等が不足となる事態を回避するため、福島県石油協同組合などと燃料供給に関する協定の締結を進めるとともにその他関係機関・各種団体等との緊密な連携のもと、必要な燃料の確保に向けた取組を行う。

＜具体的な方策・事業＞

・	燃料供給事業所との協定締結	担当課	防災課・常備消防

3-1-⑤　業務継続計画（BCP）等の策定推進

●	災害発生時であっても適切な行政運営が図られるように業務継続計画（ＢＣＰ）や職員初動マニュアルを策定し適宜更新に努める。また職員を参集させるためのシステムを構築する。

＜具体的な方策・事業＞

・	西郷村業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・更新	担当課	防災課
・	災害時職員初動マニュアルの策定・更新	担当課	防災課
・	緊急連絡・安否確認システム（職員参集システム）の構築	担当課	防災課

3-1-⑥　情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

●	災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に向けた取組みに努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の作成・更新	担当課	企画政策課

3-1-⑦　情報通信設備の耐災害性の強化

●	災害が発生した場合にあっても一部業務については継続が求められる。総合行政システム等の安定的な運用を確保するためクラウド化の促進や重要データのバックアップ体制の強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	重要行政システムのクラウド化の推進	担当課	企画政策課
・	重要データのバックアップ体制の構築	担当課	企画政策課
・	ネットワークの多重化への取り組み	担当課	企画政策課

3-1-⑧　近隣自治体等との災害時の応援体制の構築

●	大規模災害発生時においては、村内全域において様々な対策を実施する必要が出てくる。そのため応急対策にあたる職員数が不足となる場合が想定され、その状況に対応するために近隣自治体との災害時の応援体制に係る協定の締結に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	災害時相互応援に関する協定の締結推進	担当課	防災課

3-1-⑨　受援体制の整備

●	大規模災害発生時には、災害時相互応援に関する協定に基づく、近隣市町村の応援職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の支援が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	災害時受援計画の作成・更新	担当課	防災課

3-1-⑩　防災訓練の実施【再掲】

●	大規模災害等や火災発生に備えるために、県総合防災訓練や県南地方総合防災訓練への参加、村独自の防災訓練の実施、消防団における火災防ぎょ訓練、学校や社会福祉施設等での避難訓練などの実施に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種災害に対応した防災訓練の実施・参加	担当課	防災課
・	関係施設等における避難訓練の実施	担当課	関係施設

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 現庁舎は老朽化し、耐震基準も満たしていない施設であり、また非常用の発電設備などもなく災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施するための災害対策本部機能が十分ではないため、早い段階での新庁舎の建築が必要。

○ 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報保全などを定めた業務継続体制への取り組みや情報通信設備の耐災害に対する取り組みが必要。

4-1-① 災害対策本部機能の強化【再掲】

●	現庁舎は建築より50年近くが経過する建物であるため、老朽化し耐震基準も満たしていない。また災害時においては災害対策本部が設置され各種災害応急対策を実施することとなるが非常用発電設備などのライフライン確保対策も整備されていない。災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには災害対策本部機能を強化するために早急な新庁舎整備及び設備整備が必要である。

＜具体的な方策・事業＞

・	防災拠点となる新庁舎の整備	担当課	拠点整備室
・	防災拠点へのライフライン確保設備の整備	担当課	拠点整備室

4-1-② 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化【再掲】

●	災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に向けた取組みに努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の作成・更新	担当課	企画政策課

4-1-③ 情報通信設備の耐災害性の強化【再掲】

●	災害が発生した場合にあっても一部業務については継続が求められる。総合行政システム等の安定的な運用を確保するためクラウド化の促進や重要データのバックアップ体制の強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	重要行政システムのクラウド化の推進	担当課	企画政策課
・	重要データのバックアップ体制の構築	担当課	企画政策課
・	ネットワークの多重化への取り組み	担当課	企画政策課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報を必要な者に伝達することができなくなる状況が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 災害時における情報の伝達は迅速に確実に届ける必要があるため、多様な情報伝達手段の整備への取り組みが必要

○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要

4-2-① 情報伝達手段の確保・充実

●	災害情報は迅速に確実に届けなければならないが、情報を配信するツールが少なければ情報の伝達率は低くなる。そのため災害情報を伝達する通信機器の多重化に向けた取組み必要である。

＜具体的な方策・事業＞

・	Jアラート自動連携による緊急速報メールの配信			担当課	防災課
・	災害情報伝達システム（@InfoCanal）による情報配信			担当課	防災課
・	@InfoCanalアプリ等ダウンロードの促進	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0名	5,000名		
・	防災アプリ等を活用した情報配信			担当課	防災課
・	村HP、SNSを活用した情報配信			担当課	総務課
・	各公共施設へのWiFi環境の整備			担当課	各課
・	広報車での情報提供			担当課	各課

4-2-② 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援の遅れが発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 災害時における情報の伝達は迅速に確実に届ける必要があるため、多様な情報伝達手段の整備への取り組みが必要

○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要

4-3-① 情報伝達手段の確保・充実【再掲】

●	災害情報は迅速に確実に届けなければならないが、情報を配信するツールが少なければ情報の伝達率は低くなる。そのため災害情報を伝達する通信機器の多重化に向けた取組み必要である。

＜具体的な方策・事業＞

・	Jアラート自動連携による緊急速報メールの配信			担当課	防災課
・	災害情報伝達システム（@InfoCanal）による情報配信			担当課	防災課
・	@InfoCanalアプリ等ダウンロードの促進	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0名	5,000名		
・	防災アプリ等を活用した情報配信			担当課	防災課
・	村HP、SNSを活用した情報配信			担当課	総務課
・	Lアラート（テレビ）を活用した情報配信			担当課	防災課
・	各公共施設へのWiFi環境の整備			担当課	各課
・	広報車での情報提供			担当課	各課

4-3-② 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

4-3-③ 避難行動要支援者対策【再掲】

●	災害時、自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対して、情報の伝達や避難誘導等を迅速に実施するための避難支援体制の構築に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	避難行動要支援者名簿の作成・更新及び関係機関への情報提供			担当課	防災課
・	個別計画の策定・更新	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0%	10%		
・	災害情報伝達システム専用戸別受信機の配布			担当課	防災課

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要

○ 生産力低下や経済活動停滞を最小限に食い止めるために、村内企業に対し事業所の耐震化や業務継続計画策定を促進させる取り組みが必要

5-1-① 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

5-1-② 企業におけるBCP等の策定の促進

●	災害発生による生産力の低下や経済活動停滞を最小限にするために、村内各事業所の耐震化の促進や業務継続を図るための企業BCPの策定促進に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	企業BCPの策定・更新	担当課	各企業
・	事業所の耐震化の促進	担当課	各企業

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5-2	食料等の安定供給の停滞が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要

○ 食料・飲料水・生活必需品、医薬品等の計画的な備蓄、関係機関・民間事業者等との防災協定締結などにより物資供給体制の充実・強化の取り組みが必要

5-2-① 道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

5-2-②　食料等の備蓄促進及び村民への備蓄促進の啓発【再掲】

●	災害発生時の物資供給の停止に備えて、食料・飲料水・生活必需品・医薬品等について計画的な備蓄に努め、さらに現在備蓄倉庫が不足している状況があるため備蓄品を保管するための倉庫の整備に努める。また家庭においても必要最低限の食料や生活必需品などの備蓄を進んでいただくために広報誌等を活用して啓発活動に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	必要物資の計画的な備蓄の促進（在庫管理も含む）	担当課	防災課
・	備蓄倉庫の整備	担当課	防災課
・	家庭における備蓄促進のための周知・啓発	担当課	防災課

5-2-③　物資供給体制の充実・強化【再掲】

●	災害発生時における必要となる食料や燃料等の生活必需品等の物資供給の確保調達や輸送の円滑な実施に向け「災害時応援協定」を締結し、関係団体・事業者との連携強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種関係団体及び事業者等との災害時応援協定の締結促進	担当課	各課

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 救急・救助活動等を行うための緊急車両への燃料供給手段の確保が必要

○ 必要なエネルギー供給を確保するため関係機関との協定締結や再生可能エネルギーの導入を促進しエネルギー供給源の多様化への取り組みが必要

6-1-① 緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】

●	災害発生時の救急・救助活動等を実施するために緊急車両の燃料等が不足となる事態を回避するため、福島県石油協同組合などと燃料供給に関する協定の締結を進めるとともにその他関係機関・各種団体等との緊密な連携のもと、必要な燃料の確保に向けた取組を行う。

＜具体的な方策・事業＞

・	燃料供給事業所との協定締結	担当課	防災課・常備消防

6-1-② エネルギー供給事業者との連携強化

●	災害発生時においても速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	エネルギー供給事業者との協定締結	担当課	防災課

6-1-③ 再生可能エネルギーの導入拡大

●	災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力の創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入促進	担当課	関係課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や適切な維持管理を推進していくことが必要

○ 災害時における下水道機能の速やかな回復や疫病や感染症等のリスク回避のため、事前対策や非常時の対応等について定めた業務継続計画の策定や適切な維持管理と計画的な長寿命化を推進していくことが必要

6-2-① 応急給水体制の整備【再掲】

●	災害発生時、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の備蓄や輸送に係る災害時応援協定の締結促進とともに、応急給水実施に係るマニュアル等の整備に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	応急給水実施に係るマニュアルの策定・更新	担当課	防災課・上下水道課

6-2-② 上水道・工業用施設の防災・減災対策【再掲】

●	安定的な水の確保に向けて、将来的な水需要を考慮しながら、老朽化している水源地や配水池などの水道施設の耐震化・長寿命化に努める。また、水道事業の安定的運営のため、アセットマネジメントにより、効率的な事業運営に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	水源地・配水池等の水道施設の耐震化・適切な維持管理	担当課	上下水道課
・	上水道・工業用水道管路の耐震化・長寿命化・適切な維持管理	担当課	上下水道課
・	上水道・工業用水道事業の安定的運営	担当課	上下水道課

6-2-③　下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【再掲】

●	災害時における下水道機能の速やかな回復や疫病や感染症等のリスク回避のため、事前対策や非常時の対応等について定めた業務継続計画を策定し、災害時の対応手順の定着と確実な実行に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進	担当課	上下水道課

6-2-④　下水道施設の長寿命化・維持管理【再掲】

●	災害発生により下水道施設（公共下水道及び農業集落排水）の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。下水道ストックマネジメント計画及び最適整備構想に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策と維持管理費用の低減を推進するため、下水道施設の持続的な機能確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	下水道施設の適切な維持管理の推進	担当課	上下水道課
・	下水道施設の長寿命化の推進	担当課	上下水道課

6-2-⑤　合併処理浄化槽設置への転換促進【再掲】

●	公共用水域の水質保全、感染症等のまん延予防のため、浄化槽の災害耐性の強化を図る必要がある。生活排水処理基本計画に基づき、補助事業を活用し老朽化した浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	合併処理浄化槽設置整備の推進	担当課	上下水道課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	6-3	村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理に係る取り組みが必要
- ○ 暴風雪や豪雪となった場合でも安全で円滑な道路環境を整備することが必要。
- ○ 火山噴火時の降灰による交通途絶等を防ぐための体制構築が必要。
- ○ 交通途絶等により帰宅困難となった道路利用者や地域住民の一時的な避難場所として活用できる施設整備への取り組みが必要。
- ○ 西郷村地域公共交通網形成計画に沿った交通ネットワークの機能を維持するための取り組みが必要

6-3-①　道路・橋梁施設等の維持・強化【再掲】

●	避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路や橋梁等を優先的に定期点検を行い、診断結果に基づき修繕計画を立て、計画的に改良工事や橋梁の長寿命化を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	幹線道路網の整備、道路の維持補修・定期的な点検	担当課	道路管理者
・	通学路の整備・補修、歩道・側溝の整備	担当課	道路管理者
・	舗装道路整備、橋梁の耐震化・長寿命化	担当課	道路管理者

6-3-②　道路等の除雪体制の構築【再掲】

●	暴風雪や豪雪による交通途絶等を防止するため、除雪計画を策定し除雪体制の確保に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	除雪計画の策定・更新	担当課	道路管理者
・	村建設業組合などの関係機関との連携強化	担当課	建設課
・	国道・県道の管理者である県との連携強化	担当課	建設課
・	除雪車等の購入	担当課	建設課
・	除雪ボランティアの確保	担当課	建設課

6-3-③　道路等の降灰除去体制の構築【再掲】

●	火山噴火発生に伴う降灰による交通途絶を防止するため、国、県及び関係機関と連携した降灰除去に対する計画の策定や体制整備に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	降灰除去計画の策定・更新	担当課	建設課・道路管理者
・	村建設業組合などの関係機関との連携強化	担当課	建設課
・	国道・県道の管理者である県との連携強化	担当課	建設課
・	除去降灰の仮置き場の選定及び適正処理	担当課	環境保全課

6-3-④　帰宅困難者対策【再掲】

●	交通途絶等により帰宅困難となった道路利用者及び周辺地域住民の災害時等の一時的な避難場所として活用が可能となる施設の整備を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	防災道の駅の整備	担当課	拠点整備室

6-3-⑤　地域公共交通の維持・確保

●	地域公共交通の維持は、地域住民の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であるとともに、災害時の住民避難の輸送の際の手段として重要なものである。西郷村地域公共交通網形成計画に沿って地域公共交通の維持・確保や利用促進に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	路線バス運行の利便性向上	担当課	企画政策課
・	鉄道・空港・高速道路等の利用促進	担当課	企画政策課
・	新規輸送手段（デマンド型、乗合型、タクシー補助等）の検討・導入	担当課	企画政策課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	6-4	異常渇水等により用水の供給途絶が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○　農業用水の状況把握と関係機関との情報の共有及び計画的な配水・節水などへの取り組みが必要
○　渇水時期や自然水利が確保できない場所への渇水対策として消火栓や防火水槽などの設置の取り組みが必要
○　異常渇水に事前に備えるために、予備水源確保への取り組みが必要

6-4-①　農業用水の渇水対策

●	異常渇水の発生時又は発生する恐れがある場合には、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するとともに、関係機関との連携を図り、情報の共有、連絡体制の強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	受益者への速やかな情報提供の実施	担当課	産業振興課

6-4-②　消防水利等の整備【再掲】

●	火災発生時において、延焼拡大を防ぎ、火災を早期に消化するためには、初期消火が非常に重要である。河川、水路などの自然水利のほか、消火栓や防火水槽などの消防水利の充実を図る。特に渇水時期や自然水利が確保できない場所などへ優先的に設置を進める。

＜具体的な方策・事業＞

		現状値	目標値（R7）		
・	消火栓の維持管理及び新規設置	365基	370基	担当課	防災課
・	防火水槽の新規設置、耐震貯水槽への更新、有蓋化の推進			担当課	防災課

6-4-③　予備水源の確保

●	本村の水源は、地下水、湧き水、浄水受水であり、取水可能な水量には限りもある。異常渇水等による水源の水量低下に備え、予備水源用地の確保を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	予備水源用地の確保・整備	担当課	上下水道課

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 各施設管理者などの関係機関との連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組むことが必要

○ 災害に備えるため危険箇所を示したハザードマップの作成・周知の取り組みが必要。

7-1-① ダム施設の維持管理及びハザードマップの作成・周知【再掲】

●	本村には、ダム施設が４箇所（堀川ダム、赤坂ダム、西郷ダム、黒森ダム）あり、大雨や地震等により決壊しないように、ダム施設の管理者と日頃から連携をとり点検などの維持管理対策に取り組む。また、ダムハザードマップを各管理者において作成し、住民への周知を図る。また台風の接近等による大雨に備えるために事前放流を可能とするダムについては適切な方法により取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	ダム施設の適切な維持管理の実施	担当課	管理者
・	ダムハザードマップの作成・配布	担当課	管理者
・	事前放流可能ダムの適切な放流の実施	担当課	管理者

7-1-② 防災重点ため池等の維持管理及びハザードマップの作成・周知【再掲】

●	本村には、防災重点ため池が３箇所（赤坂ダム、牧ノ入池、葭ノ目溜池）あり、大雨や地震等により決壊しないように、管理者と日頃から連携をとり点検などの維持管理対策に取り組む。また、ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	防災重点ため池の適切な維持管理の実施	担当課	産業振興課
・	防災重点ため池ハザードマップの作成・配布	担当課	産業振興課

7-1-③ 河川等の改修及び維持強化の促進【再掲】

●	河川の氾濫・堤防の決壊などが生じないよう改修が終了していない一級河川に対して国、県に要望を行う。また、必要河川への危機管理型水位計の設置及び簡易カメラの設置要望や河川の河床整正など維持強化についても要望を行う。その他普通河川、道路側溝及び農業用水路などの維持管理及び改修の対策も実施していく。

＜具体的な方策・事業＞

・	一級河川の改修整備及び維持強化の実施	担当課	県
・	村内一級河川への危機管理型水位計及び簡易カメラの設置	担当課	県
・	村内普通河川及び道路側溝などの維持管理及び改修整備の実施	担当課	建設課
・	村内農業用水路などの維持管理及び改修整備の実施	担当課	産業振興課

7-1-④ 洪水ハザードマップの作成・周知【再掲】

●	西郷村総合防災マップに洪水ハザードマップを掲載し水害リスク情報の提供とともに、防災意識の高揚に向けた防災教育に関する内容も掲載し意識向上の啓発に努め、さらに村内指定避難所の案内標識を各所に設置して、防災・減災対策の充実に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	西郷村総合防災マップの作成・配布			担当課	防災課
・	WEB版総合防災マップの作成・更新			担当課	防災課
・	避難所案内標識看板等の設置	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0個	9個		

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7-2	有害物質の大規模拡散・流出が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 災害発生に伴う事業所等の倒壊建屋などからの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制の構築が必要

○ PCB廃棄物の適正処理を促進するため、事業者の管理状況を把握することが必要

7-2-① 有害物質の流出・拡散防止対策の推進

●	関係機関との連携のもと、有害物質等の大規模流出・拡散の確認や早期対応の充実・強化を図るとともに、連絡調整体制の構築に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	関係機関との連絡調整	担当課	環境保全課
・	化学物質の適正管理の啓発の推進	担当課	環境保全課

7-2-② アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

●	計画的に公共施設のアスベスト除却を図るとともに、災害時において迅速かつ的確な対応対策を行えるよう努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	公共施設のアスベスト除去	担当課	各課

7-2-③ PCB廃棄物の適正処理

●	PCB廃棄物の適正処理を促進するため、県と協力し事業者に対する指導等を継続・強化していく。

＜具体的な方策・事業＞

・	PCB廃棄物の適正処理	担当課	環境保全課
・	緊急点検の実施体制の確立	担当課	環境保全課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出に伴い被ばくが発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 東日本大震災での原子力災害による村内への影響を踏まえて、関係機関と連携のもと連絡体制の確認や体制整備の強化等への取り組みが必要

○ 放射線教育の推進と原子力災害の経験等を風化させないよう、経験と教訓を後世に伝える取り組みが必要

7-3-① 関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化

●	原子力災害の発生に備えて、国、県、関係機関及び原子力事業者等と速やかな情報を共有し、的確な初動対応を行うための連絡体制の構築に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	原子力事業者等との連携協定の締結	担当課	防災課
・	原子力防災通信訓練への参加	担当課	防災課

7-3-②　情報伝達手段の確保・充実【再掲】

●	災害情報は迅速に確実に届けなければならないが、情報を配信するツールが少なければ情報の伝達率は低くなる。そのため災害情報を伝達する通信機器の多重化に向けた取組み必要である。

＜具体的な方策・事業＞

・	Jアラート自動連携による緊急速報メールの配信			担当課	防災課
・	災害情報伝達システム（@InfoCanal）による情報配信			担当課	防災課
・	@InfoCanalアプリ等ダウンロードの促進	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		0名	5,000名		
・	防災アプリ等を活用した情報配信			担当課	防災課
・	村HP、SNSを活用した情報配信			担当課	総務課
・	Lアラート（テレビ）を活用した情報配信			担当課	防災課
・	各公共施設へのWiFi環境の整備			担当課	各課
・	広報車での情報提供			担当課	各課

7-3-③　放射線モニタリング体制の充実・強化

●	原子力災害が発生し、本村へ放射性物質の拡散が予想される場合に対応するため、放射線モニタリング調査への取り組みや体制整備の強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	環境放射線量測定体制の強化	担当課	環境保全課
・	学校給食における放射性物質検査	担当課	環境保全課・学校教育課
・	一般村民向け食品中放射性物質の測定、自家消費野菜等放射性物質検査の実施	担当課	環境保全課
・	放射線量の適切な情報提供	担当課	環境保全課

7-3-④　除染実施計画の策定・推進

●	原子力災害が発生し、土壌等が汚染された場合に適切に除染を実施するための計画策定に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	除染実施計画の策定・推進	担当課	環境保全課

7-3-⑤　除染等により発生した除去土壌等の適切な管理

●	除染等により発生した除去土壌及び汚染廃棄物の保管場所についてあらかじめ選定しておく。
●	仮置場等での保管方法、中間貯蔵施設への搬出など安全性を確保するため、適正管理に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	仮置場の選定	担当課	環境保全課
・	仮置場での適正管理・点検	担当課	環境保全課

7-3-⑥　様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

●	放射線等に関する基礎的な内容について、理解を深める学習を中心としつつ、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野と関連を図りながら子供たちの未来を拓く放射線教育の推進に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	放射線教育の実施（小・中学校、幼稚園、保育園等）	担当課	各機関
・	一般向け放射線教育の周知・広報の充実	担当課	環境保全課

7-3-⑦　経験・教訓の伝承・風化防止

●	過去の原子力災害の経験を風化させないよう記録誌等を作成し、経験と教訓を後世に伝えるべく継承・風化防止に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	震災記録誌の作成、配布	担当課	防災課・生涯学習課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 国土保全、水資源の涵養等の機能維持を図るため、農地・平地林や農業用水利施設等の適切な保全管理の促進が必要

○ 農地・森林等の保全と多目的機能を持続させるために担い手の確保・育成への取り組みが必要

○ 農地・森林等の荒廃は有害鳥獣による被害も一因となるため防止対策への取り組みが必要

7-4-① 災害に強い森林の整備及び森林の適正管理【再掲】

●	水源供養や山地災害防止機能など、森林の多面的機能を高度に発揮できる森林整備を推進する。

＜具体的な方策・事業＞

・	ふくしま森林再生事業の推進	担当課	産業振興課
・	間伐等の森林整備の推進	担当課	産業振興課

7-4-② 農業水利等施設の適正な保全管理

●	適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進と適正な維持管理に取組み、安全安心な農業基盤づくりに努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	農業水利施設の適正な保全管理	担当課	産業振興課
・	農道・用排水路の整備、修繕、改修	担当課	産業振興課
・	防災ため池等整備事業	担当課	産業振興課

7-4-③ 農業・林業の担い手確保・育成

●	自然災害の発生に備え、農地の多目的機能が十分に発揮されるよう、認定農業者や新規就農者の確保・育成、企業の農業参入支援を推進するとともに、経営規模拡大・効率化の促進、経営基盤強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。
●	森林保全と多目的機能の持続に向け、林業の担い手を確保、育成する。

＜具体的な方策・事業＞

・	農業生産基盤の強化や農産物等の販路拡大などによる担い手確保	担当課	産業振興課
・	担い手育成支援事業	担当課	産業振興課

7-4-④ 有害鳥獣被害防止対策の充実・強化

●	鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、狩猟免許取得の支援や広域的な被害防止対策を推進し、鳥獣被害の防止と個体数の減少を図る。

＜具体的な方策・事業＞

・	鳥獣被害防止対策を担う人材の育成	担当課	産業振興課
・	ICTを活用した捕獲機材等の導入	担当課	産業振興課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 正確な情報の収集と把握が必要
○ 適切に情報を発信していくことが必要
○ 地域経済等への影響を最小限に食い止めるために、観光・商工・農業などへの支援対策の取り組みが必要

7-5-① 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

●	災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報を発信していくとともに、新たな観光資源の開発や観光施設の整備、農業と観光が連携した新たな誘客スポット等を創出して、交流人口・関係人口に対する戦略的・効果的な対策に取り組む。
●	農産物の付加価値化や販路拡大を図るため、「６次化商品開発」の支援に努めるとともにブランド力の向上にも取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	村観光協会への支援	担当課	産業振興課
・	中小企業への支援（村商工会への支援）	担当課	産業振興課
・	観光資源等の活用	担当課	産業振興課
・	農産物等の付加価値化（６次化推進、販路拡大）	担当課	産業振興課
・	交流人口・関係人口対策	担当課	産業振興課
・	正確な情報の収集・適時適切な情報発信	担当課	各課

7-5-② 家畜伝染病対策の充実・強化【再掲】

●	家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携のもと、家畜防疫体制の強化に努める。また緊急時の連絡体制や職員等の初動マニュアルの作成などに取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	関係機関との家畜防疫に係る連絡体制の強化	担当課	産業振興課
・	初動マニュアル等の作成・更新	担当課	産業振興課

7-5-③ 放射線モニタリング体制の充実・強化【再掲】

●	原子力災害が発生し、本村へ放射性物質の拡散が予想される場合に対応するため、放射線モニタリング調査への取り組みや体制整備の強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	環境放射線量測定体制の強化	担当課	環境保全課
・	学校給食における放射性物質検査	担当課	給食センター
・	一般村民向け食品中放射線量の測定、自家消費野菜等放射線検査の実施	担当課	環境保全課
・	放射線量の適切な情報提供	担当課	環境保全課

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた計画を策定し体制強化を図ることが必要
○ 大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を構築し維持することが必要
○ 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置き場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材の確保を促進することが必要

8-1-① 災害廃棄物処理計画の策定・推進

●	災害廃棄物処理計画の策定・推進し、速やかな災害廃棄物の処理に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	災害廃棄物処理計画の策定・推進	担当課	環境保全課

8-1-② 災害廃棄物の処理・収集運搬体制の充実・強化

●	大量に発生することが予想される災害廃棄物の一時的な仮置き場の確保や保管対策、その後の速やかな収集運搬体制の構築に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	仮置き場の選定・確保	担当課	環境保全課
・	収集運搬体制の充実・強化	担当課	環境保全課
・	悪臭防止等の公害対策	担当課	環境保全課

8-1-③ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

●	公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定などにより処理体制の構築に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	白河地方広域市町村圏整備組合との連携・強化	担当課	環境保全課
・	関係団体との災害廃棄物の受入・処理に関する協定の締結	担当課	環境保全課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

○ 他自治体の応援職員や災害ボランティアなどの受入れ環境の整備が必要
○ 建設事業者をはじめ、多様な担い手の確保を想定しておくことが必要
○ 復旧・復興等を担う人材を確保するため、従事する者の子どもなどを預かる施設の環境整備が必要

8-2-① 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化【再掲】

●	大規模災害時等において消防・警察等が被災した場合に、各相互応援協定の実効性を確保するため、広域応援体制の充実・強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	消防相互応援協定の充実・強化	担当課	常備消防
・	災害時応援協定締結団体との応援体制の充実・強化	担当課	防災課
・	白河広域圏における職員応援協定の充実・強化	担当課	総務課

8-2-②　災害時応援協定締結者との連携強化

●	災害発生時に復旧・復興を円滑に対応するため、村建設業組合などとの協定締結の促進と一層の連携強化に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	災害時相互応援協定の締結	担当課	防災課
・	各種防災訓練の実施による連携強化	担当課	防災課

8-2-③　復旧・復興等を担う人材の育成

●	各種研修等に参加し専門知識の深化と幅広い知識の習得を図り、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務に速やかに対応できる人材の育成に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	各種研修会等の開催・参加	担当課	関係各課

8-2-④　復旧・復興等を担う人材の確保【再掲】

●	復旧・復興等に携わる人材が業務に専念できる環境を構築するため、子どもなどを預けるための施設の整備及び更新並びに学校再開時の給食提供を適切に実施するための施設整備を計画的に行う。

＜具体的な方策・事業＞

・	児童福祉施設の整備	担当課	福祉課
・	村内小中学校校舎及び体育館等の更新整備	担当課	学校教育課
・	学校給食センターの更新整備	担当課	学校教育課

8-2-⑤　医療施設・社会福祉施設等の機能確保・耐震化等【再掲】

●	医療施設や社会福祉施設は、災害時においても医療・福祉の提供を継続する必要がある。また場合によっては福祉避難所として施設を開放し、被災者を受け入れることもあるため施設の機能を確保する必要があることから、計画的な設備の更新及び施設の改修等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	医療関係施設の施設改修及び設備の更新	担当課	各医療機関
・	社会福祉施設の施設改修及び設備の更新	担当課	各社会福祉施設

8-2-⑥　災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

●	各種ボランティア関係団体との連携のもと、関係機関や村社会福祉協議会との連携・協働を図りながら、災害・復興ボランティアの円滑な受け入れ態勢を構築するため関係機関と連携した訓練の実施に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	ボランティアセンター開設・受入・運営訓練の実施	担当課	防災課

8-2-⑦　受援体制の整備【再掲】

●	大規模災害発生時には、災害時相互応援に関する協定に基づく、近隣市町村の応援職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の支援が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	災害時受援計画の作成・更新	担当課	防災課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 地域防災の担い手となる自主防災組織をはじめとする多様な組織の活動支援に努めることが必要
- ○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要
- ○ 地域コミュニティの維持が図られる交流の機会の必要性及び交流を通じて住民一人ひとりの防災意識の高揚に努めることが必要
- ○ 西郷村地域公共交通網形成計画に沿った交通ネットワークの機能を維持するための取り組みが必要

8-3-① 地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

8-3-② 地域公共交通の維持・確保【再掲】

●	地域公共交通の維持は、地域住民の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であるとともに、災害時の住民避難の輸送の際の手段として重要なものである。西郷村地域公共交通網形成計画に沿って地域公共交通の維持・確保や利用促進に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	路線バス運行の利便性向上	担当課	企画政策課
・	鉄道・空港・高速道路等の利用促進	担当課	企画政策課
・	新規輸送手段（デマンド型、乗合型、タクシー補助等）の検討・導入	担当課	企画政策課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失が発生する事態

＜ 脆弱性評価 ＞

- ○ 各指定文化財の修繕並びに減災対策の必要性について確認が必要
- ○ 少子高齢化等により、災害時に自分の身を守ることや地域の協力・助け合いで対応する事が困難となっており、地域コミュニティの重要性を再認識させる取り組みが必要
- ○ 地域コミュニティの維持が図られる交流の機会の必要性及び交流を通じて住民一人ひとりの防災意識の高揚に努めることが必要

8-4-① 有形無形文化財等の保護・保存の推進

● 文化財の定期的な現況確認を実施し、修繕及び減災対策の必要性について確認し、文化財の保護に努める。

＜具体的な方策・事業＞

・	文化財の定期的な状況確認による維持管理・修繕	担当課	生涯学習課
・	文化財の防災・減災対策の実施	担当課	生涯学習課
・	文化財防火デー防火訓練の実施	担当課	生涯学習課

8-4-②　地域コミュニティ活性化への取組促進【再掲】

●	災害による被害を軽減するために、防災に関わる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施等に取り組む。

＜具体的な方策・事業＞

・	地域コミュニティ活性化に向けた取組			担当課	総務課
・	西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の利用促進			担当課	総務課
・	行政区組織の育成・強化			担当課	総務課
・	自主防災組織の結成・育成・強化	現状値	目標値（R7）	担当課	防災課
		1団体	5団体		
・	消防団の育成・強化			担当課	防災課
・	各関係機関との連携強化			担当課	関係課

▶ 第６章　計画の推進管理

第１節　推進体制

本計画の推進については、西郷村国土強靭化地域計画策定会議を中心とする課等の横断的な体制の下、国土強靭化に関する情報を共有し、強靭化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係基幹、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなむらづくり」に取り組むものとする。

第２節　進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靭化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靭化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本村を取り巻く社会経済情勢の変化や本村における各種計画等との調和及び連携を勘案しつつ、PDCA サイクルによる見直しを適宜行うものとする。

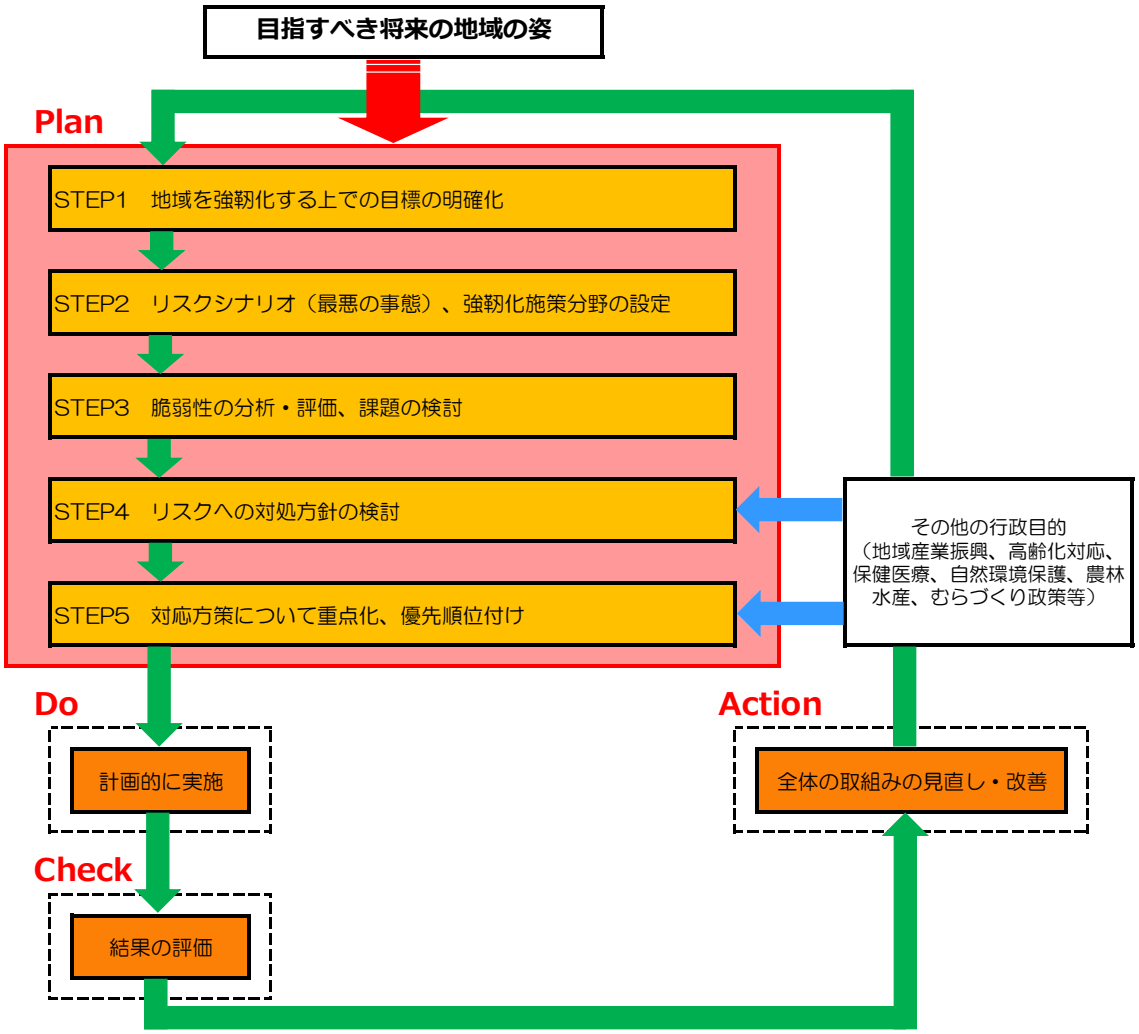

西郷村国土強靭化地域計画

令和　３年　３月

発　行　西郷村防災課災害対策係
西郷村大字熊倉字折口原４０番地
電　話　０２４８－２１－５１９０（直通）
ＦＡＸ　０２４８－２５－２６８９
E-mail　bosai@vill.nishigo.lg.jp